



百科



☎は問い合わせ先です

高齢者無料バス乗車証の更新手続き

市では、満70歳以上の方々に宮城交通バスおよび宮交仙南バスの無料乗車証を交付していますが、平成13年度も利用される方は更新の手続きが必要です。

更新手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・現在ご使用の乗車証(青色)

下記指定の日に手続きできなかつた方で、

白石・福岡・大平地区の方は、福祉事務所および市役所福祉総合窓口(生活環境課)、その他の地区の方は、各事務連絡所で随時受け付けします。

新しい乗車証の利用期間

乗車証を交付された日から平成14年3月31日まで

平成13年度中(平成13年4月以降)に満70歳になられる方も誕生日以降随時申請できます。

☎ 福祉事務所長寿福祉係

☎ 22 1400

時間は全会場午前9時～午後3時です。

バス乗車証の更新手続き日程

月 日	実施場所
3月6日(火)～7日(水)	市役所第2会議室(2階)
8日(木)	小原事務連絡所
9日(金)	越河事務連絡所
12日(月)	斎川事務連絡所
13日(火)	大鷹沢事務連絡所
14日(水)	福岡公民館
15日(木)	白川事務連絡所
16日(金)	大平公民館

特別障害者手当と障害児福祉手当

1. 手当の種類

特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

2. 手当額

特別障害者手当

月額 26,860円

障害児福祉手当

月額 14,610円

いずれも、本人や扶養義務者の所得により、支給が停止される場合があります。

手続きなど詳しくは福祉事務所社会福祉係 ☎ 22 1400へ。

国民年金の保険料

保険料の納め忘れはありませんか
市役所で発行した納付書や未納通知ハガキで保険料が納められるのは4月27日までで、それ以降は使えなくなります。納め忘れの保険料は、期間内に納めましょう。

保険料が据え置きになります

平成13年4月からの国民年金の保険料は据え置きされ、1カ月1万3千300円の予定です。
また、1年間分を前納した場合、15万6千770円となり、2千830円の割引があります。

保険料は口座振替で!

4月分より新たに口座振替をご希望の方は、3月15日までにお申し込みください。もちろん口座振替による前納も可能です。市内金融機関の窓口、市役所の国民年金係で受け付けています。

老齢基礎年金の繰り上げ請求は慎重に!

老齢基礎年金は、原則として65歳からの受給となりますが、ご希望により60歳以上65歳未満の間に減額された年金で受け取ることができます。

また、66歳以降に繰り下げて受け取ることもできます。

しかし、繰り上げ支給を希望されますと年金額の減額のほかに、次のような制限を受けます。

- ① 請求後、厚生年金に加入すると老齢基礎年金は支給停止。
 - ② 60歳からの特別支給の老齢厚生年金は支給停止。
 - ③ 65歳まで遺族年金は支給停止。
 - ④ 障害基礎年金は受けられません。
 - ⑤ 寡婦年金は受けられません。
- よく考えてから請求しましょう。

☎ 市民課国民年金係

☎ 22 1312

雇用保険制度が大きく変わります

改正の要点

「一般の離職者」であるか倒産、解雇などにより離職した者であるかにより、給付日数が異なる仕組みになります。
育児休業給付、介護休業給付の給付率が(平成13年1月から)40%になりました。

(原則として平成13年4月)
雇用保険料率が 15.5/1,000となり、
(事業主負担分 9.5/1,000
被保険者負担分 6/1,000)
パートタイム労働者、登録型派遣労働者の適用基準が緩和されます。

☎ ハロワーク白石 ☎ 25 3107

固定資産課税台帳が縦覧できます

年に一度、ご自分の課税資産を確認する機会です。

期間 3月30日(金)～4月20日(金)
の土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

場所 税務課(市役所1階)

縦覧できる方

- ① 平成13年1月1日現在の固定資産の所有者・納税義務者
- ② 所有者・納税義務者と同居している親族
- ③ 所有者・納税義務者からの委任状を持参した方
- ④ 納税管理人
- ⑤ 法人の印鑑または法人からの委任状を持参した方

特に昨年、相続、贈与、売買、家屋の新増築、取り壊しのあった方や土地の利用状況が変わった方は、課税台帳を縦覧のうえ確認してください。

固定資産課税係からのお願い

- ① 次のような場合は届け出をお願いします
・家屋の全部または一部を取り壊した場合
・登記されていない家屋の所有者が変わった場合
② 家屋全棟調査にご協力を
現在、市街地を中心に家屋の全棟調査を実施しています。こ



の調査は、課税台帳に登録されている家屋と現存する家屋を照合するものです。随時調査員がお伺いする場合がありますので、ご協力よろしくお願ひします。

☎ 税務課固定資産課税係

☎ 22 1313

国民健康保険税の納付は、郵便口座も使えるようになります。ますます便利になった「口座振替」で!

社会保険があっても国民健康保険から抜ける手続きをせず、国民健康保険で病院にかかった場合、後日医療費の返還を求められます。

(市で支払った医療費を返していただくようになります。)

☎ 税務課国民健康保険係

☎ 22 1313

☎ 保険課国民健康保険係

☎ 22 1361

3月1日(木)～7日(水)は春の火災予防運動週間です!

これから寒さも和らぎ、春先から4月、5月にかけて空気が乾燥し、火災の多くなる季節になります。

火災の多くは、ちょっとした不注意によって発生しています。この運動期間中、火災予防の意識をより一層高めていただき、火災を未然に防ぐようにしましょう。

平成12年中、白石市では29件の火災が発生し、尊い人命(死者2名)と貴重な財産が失われました。また、過去10年間では2番目に多い件数となっています。

☎ 白石消防署 ☎ 25 2259

白石市内火災発生件数

年(平成)	件数	年(平成)	件数
3	20	8	17
4	22	9	19
5	21	10	27
6	25	11	30
7	21	12	29

「防火について家族皆で話し合い、火災を起こさない・起こさせない」環境づくりに努めましょう。

平成12年度全国統一防火標語
『火をつけた あなたの責任 最後まで』

介護保険料 質問箱

Q 介護保険料の算定には申告が必要になるのでしょうか。また、家族の申告も関係があるのでしょうか。

A 介護保険料は申告の内容により算定します。また、同じ世帯の方の市県民税課税状況も、保険料の算定に関係があります。

つても、未申告のままでは「非課税」として扱うことができないため、同じ世帯の65歳以上の方の介護保険料に影響が出ることがあります。

さらに、万が一、介護サービスを利用するときにも、申告されていることが要件になるときもあります。

これらのことより、年齢にかかわらず世帯内に未申告の方がいる場合には、期間内に申告をされるようお願いいたします。

☎ 税務課介護保険料係

☎ 22 1313

国保の手続きはお済みでしょうか?

例年3月から4月にかけては、就職や退職による国民健康保険から社会保険への加入、または社会保険から国民健康保険への加入といった異動が多い時期となっています。

異動が生じたときには、14日以内に市区町村の窓口に行って、国民健康保険の手続きをしなければなりません。この届け出は自動的には行われず、本人が行うことになっていますので、お早めにお願ひします。

なお、国民健康保険への届け出が遅れてしまった場合、次のようなトラブルの原因となることがありますので、注意してください。

届け出が遅れると...

- ・国民健康保険税がさかのぼって課税される。
- ・(税法により、最高過去3年間さかのぼり課税されます。)
- ・保険証がないため、医療費を全額自己負担しなければなりません。(病院の窓口で医療費の全額を支払うようになります。)